

平成 年 月 日

譲渡契約書

私、譲受人【 】は
譲渡人【 】から 譲渡犬【 】を迎え入れるために、
下記の項目を遵守し終生愛情と責任を持って育てることを誓います。

1. 譲渡について

譲受人およびその家族全員は本契約に承諾し、家族の一員として最後まで責任を持って飼育すること。いかなる理由をもっても飼育放棄はしないこと。

2. 所有権について

譲渡後の所有権は本契約をもって里親に移るものとします。ただし、本契約書記載内容に対しての違反が認められた場合、譲渡を受けるのに不都合な事実の隠ぺい(経済面・健康面等)、または本契約書記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、または住所変更の際に元親への住所変更通知を故意に怠った場合、その時点で譲渡犬の所有権は元親に戻され譲渡犬は元親に返還することとします。

3. 費用について

譲渡に関する負担金(保育費、駆虫、去勢・不妊手術、ワクチン、ウィルス検査、交通費等)が発生する場合、基本的には譲受人が負担する事とする。

但し、費用が明らかに高額な場合、譲渡人・譲受人が協議の上、双方の合意を持って、譲渡金に関わる契約書を2通作成し、譲渡人・譲受人がそれぞれ1通ずつ大切に保管するものとする。

4. 禁止事項について 下記事項を禁止するものとします。

- 1、譲渡人の承諾がない場合、譲受人は別の譲受人への譲渡はできません。
- 2、譲渡犬の売買。
- 3、虐待目的、繁殖目的での譲渡犬の飼育。
- 4、譲渡犬を叩いたり蹴ったりという暴力や精神的苦痛を感じる躰行為。

